

平成 29 年度税制改正①

高所得者への負担重く

給与所得控除が縮小

平成29年度(2017年)は、税や社会保障をはじめ、さまざまな分野で個人の負担が変わります。なかでも年収 1,000 万円を超す給与所得者は1月から所得税が重くなり、1,200 万円超の場合は6月から地方税も増税になります。高所得者の多くは給料が増えても「手取り増」を実感できないことになりそうです。

「サラリーマンの必要経費」と位置づけられる給与所得控除は、平成 25 年度に年収 1,500 万円を超えると 245 万円で頭打ちになる仕組みとなっています。それが平成 28 年度から年収 1,200 万円超の控除額が 230 万円になり、今年から年収 1,000 万円超の控除額が 220 万円に下がります。

個人住民税は1年遅れで同様の仕組みに変わります。6 月からの年間の地方税負担は個人住民税の制度変更も加味すると、夫婦・子2人の世帯で夫の年収が 1,200 万円の場合は3万円、夫の年収が 3,000 万円だと5万円増えることとなります。

年収額	給与所得控除額		
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
180 万円まで	収入金額×40% (最低控除額 65 万円)	同左	同左
180 万円超 360 万円以下	収入金額×30%+18 万円	同左	同左
360 万円超 660 万円以下	収入金額×20%+54 万円	同左	同左
660 万円超 1,000 万円以下	収入金額×10%+120 万円	同左	同左
1,000 万円超 1,200 万円以下	収入金額×5%+170 万円	同左	220 万円
1,200 万円超 1,500 万円以下	収入金額×5%+170 万円	230 万円	220 万円
1,500 万円超	245 万円(一定)	230 万円	220 万円

社会保険料も上がる

社会保障の分野では、年収に連動して会社員らの負担する介護保険料を増減する「総報酬割」が、8月から導入されます。保険料率は最終的に各企業の健康保険組合が決めるのですが、大企業に勤めるサラリーマンの保険料は上がる公算が大きく、逆に収入が少ない中小企業などで働く人は下がる可能性が高くなります。

厚生労働省の試算によると、負担増になるのが公務員と合わせて約 1,300 万人。逆に約 1,700 万人は負担が減るそうです。急激な負担増を避けるため平成 29 年度から4年かけて導入する予定で、8月からは総額の半分で実施されます。全面導入の段階では、大企業で年収が 456 万円なら労使合計で1人あたり月 727 円の負担増。年収が約 841 万円なら月 5,668 円も負担が増える計算になります。

現役世代だけでなく、一定の所得がある高齢者の負担も増えます。医療費の自己負担を和らげる「高額療養費制度」で、70 歳以上の負担上限額が8月から上がります。年収 370 万円以上の高齢者の場合、外来医療費の月額上限は現行の4万 4,400 円から5万 76,00 円になります。年収 370 万円未満でも住民税課税世帯であれば上限は月額 2,000 円上がり、1万 4,000 円となります。上限が上がる分、高齢者の持ち出しが増えることとなります。